

令和7年11月1日

白山市建設工事情報共有システム実施要領
(営繕工事編)

白山市建設部営繕課

(趣旨)

第1条 この要領は、白山市建設部営繕課が監修する営繕工事（以下「工事」という。）における工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、「情報共有システム」を利用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、本市ではASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1 「ASP方式」とは、情報共有システム提供者（ASPベンダー）が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

(2) 工事帳票

公共建築（改修、木造）工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）、並びに公共住宅建設工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会）で定義する書面のうち、「承諾」、「協議」、「提出」、「指示」、「報告」、「通知」の行為に必要な書面及びその添付書類をいう。

(対象工事)

第3条 対象とする工事は、特記仕様書に白山市建設工事情報共有システム対象工事である旨が明示されたものとし、システム利用に係る費用負担は次による。

- ・情報共有システムの利用料（登録料及び月額使用料）は発注者が負担するものとし、共通仮設費に予め積上げ計上するものとする。
- ・受注者は情報共有システムで対象とする工事帳票を、現場着手前に情報共有システム利用協議書により発注者と協議するものとする。
- ・受注者がやむを得ない事情により情報共有システムを利用できない場合は、事情が発生した時点で発注者と協議し、その理由が適正であると判断された場合、利用しないことを認めることができる。この場合、情報共有システムの利用料は設計変更で減額するものとする。

(情報共有システム)

第4条 利用できる情報共有システムは、国土交通省のホームページ（※2）に掲載されている営繕工事における情報共有システム機能要件「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」（以下、「情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」という。）及び別記を満たすものであり、「情報共有システム提供者機能要件 2019年 営繕工事編 対応状況一覧表」に記載の情報共有システム提供者のシステムとする。利用するシステムの決定については、情報共有システム利用協議書により受発注者と協議を行い決定するものとする。なお、同一敷地内での工事で施工者が複数の場合は事前に施工者間で調整し、同じシステム提供者のシステムを採用すること。

※2 国土交通省ホームページ 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料(<http://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>)

2 情報共有システム利用者

情報共有システムの利用者は、当該工事の受発注者及び監理委託業務を発注している場合には監理業務受託者とし、それ以外の者については協議により決定できるものとする。

3 情報共有システムは発注者が使用する機器の動作環境で利用が可能なものであること。
機器の動作環境は次による。

- ・オペレーティングシステム Microsoft Windows10
- ・ウェブブラウザ Microsoft Edge（バージョン 135.0.3179.73以降）

4 受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。

(セキュリティ対策)

第5条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- ① ID・パスワードの管理の徹底
- ② ウィルス対策の徹底
- ③ 個人情報等機密情報の管理徹底
- ④ 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(工事帳票)

第6条 受発注者は、工事帳票を用いて発議及び承認を行う。帳票（鑑）の様式は、「情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」の「別添1 工事打合せ簿」を使用する。なお、作成要領を別記に示す。

(検査)

第7条 情報共有システムで処理を行った工事帳票は、電子データを利用した検査（電子検査）とすることができる。検査時に使用する情報通信機器等（モバイル端末装置及び通信環境を含む。）は受注者が用意すること。

(情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品)

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体(CD-R等)で納品する。電子納品は国土交通省の「営繕工事電子納品要領」「電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」とともに「白山市建設工事情報共通システム(営繕工事編)電子成果品作成要領」に基づき行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に記載のない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

第4条1項の別記

1. 全般

- ・システム利用者数には制限が無いこと。また、システム利用期間中に利用者数が変動する場合においても追加費用が発生しないこと。
- ・システム内に登録できるファイルのデータ容量は1ファイルにつき1GB以上であること。また、登録できるデータの総容量に制限が無いこと。
- ・システム提供者は、当該システムの提供に係るクラウドサービスプロバイダとして、ISO/IEC27017の認証登録がなされていること。

2. 帳票

- ・一つの帳票に添付できるファイル数は20以上であること。
- ・システム上の帳票に連絡事項等を記入した付箋を貼付できること。また、発注者間でのみ閲覧可能なテキストやファイルを登録できること。
- ・登録した帳票をPDF形式で出力できること。

3. 事前打合せ

- ・システム利用者間がチャット形式でテキストやファイルのやりとりができること。

4. ファイル共有

- ・帳票登録とは別の機能でシステム利用者間がファイル共有を行えること。また、特定の利用者間での共有ができるように任意にアクセス制限が行えること。

5. 検査

- ・登録した帳票の一覧表ファイルを出力することができ、各帳票の格納先フォルダのリンクが設定されていること。
- ・完成検査時の指摘事項等に対応するため、竣工日の翌日から60日間は追加費用を負担せずにシステムを継続して利用ができること。

6. サポート体制

- ・利用方法に関する専用のサポート窓口が設置されており、電話やメール等で対応ができること。
- ・システム提供者はシステム利用者の求めにより、利用方法について必要な教育（実機を用いたシステムの操作説明等）を行えるものとし、教育の実施場所はシステム利用者が指定する場所とする。新たにシステム利用者が増えた場合も同様に対応できること。また、教育の実施による追加費用が発生しないこと。

第6条1項の別記

工事打合せ簿

発議者	☐ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他（ ）		
工事名	○○○○○○○工事		

(内容)

記入要領

※発議事項欄に記した行為の内容を正確に記入する。

例)・「〇〇」の提出 「〇〇」内には以下のように提出する書類名等を記入する。

〇〇工事施工計画書、週間工程表、第〇回定例打合せ議事録（総合）、

納入仕様書（名称〇〇〇）、立会確認書（工種〇〇〇）第〇号工事報告書等

添付図

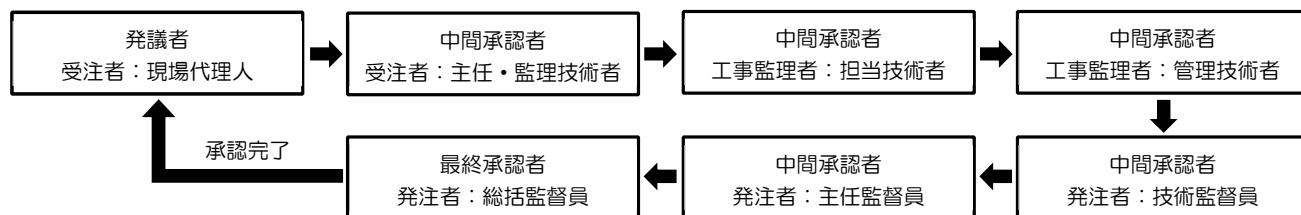
葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()	記入要領 ※受注者からの発議内容に対して、各対応をチェックボックスにチェックする。 ※コメントがある場合は内容を正確に記入する。 ※右下の承認日は決裁者である最終承認者が承認（決裁）した日を記入する。	年 月 日
	受注者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()	記入要領 ※発注者からの発議内容に対して、各対応をチェックボックスにチェックする。 ※コメントがある場合は内容を正確に記入する。 ※右下の承認日は決裁者である最終承認者が承認（決裁）した日を記入する。	年 月 日

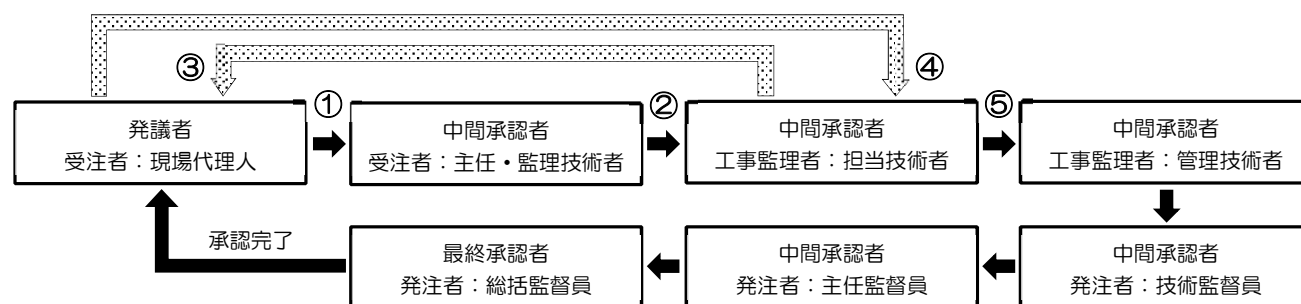
主任監督員	監督員	管理技術者	主任担当技術者	現場代理人	監理技術者

標準的なワークフロー

パターン1（材料検査願、立会確認願以外の場合）



パターン2（材料検査願、立会確認願の場合）



- ①受注者（現場代理人）は、材料検査及び立会確認（以下、「材料検査等」という。）の実施希望日以前の日までに発議する。
 - ②受注者（主任・監理技術者）は、材料検査等の実施希望日以前の日までに承認する。
 - ③工事監理者（担当技術者）は、実施日を受注者に連絡する。
 - ④受注者（現場代理人）は、材料検査等の完了後、実施状況の写真データを工事監理者（担当技術者）に送付する。
 - ⑤工事監理者（担当技術者）は、写真データの内容に不備等がないことを確認し、発議帳票に写真データを添付して承認する。
- 以降は、通常のワークフローと同様となる。